

三重県警察の表彰に関する訓令を次のように定める。

平成4年12月24日

三重県警察本部長 瀬川 勝久

三重県警察の表彰に関する訓令

改正 平28県本部訓令第2号、令3第6号

三重県警察の表彰に関する訓令（昭和44年三重県警察本部訓令第3号）の全部を次のように改正する。

（趣旨）

第1条 この訓令は、警察表彰規則（昭和29年国家公安委員会規則第14号）に基づき、三重県警察における表彰の取扱いに関し必要な事項を定めるものとする。

（用語の意義）

第2条 この訓令で使用する用語の意義は、三重県警察の処務及び勤務に関する訓令（昭和45年三重県警察本部訓令第10号）第2条に定めるところによる。

（本部長表彰の種類）

第3条 本部長の行う表彰（以下「本部長表彰」という。）は、次のとおりとする。

- (1) 警察功績章
- (2) 賞詞
- (3) 賞状
- (4) 賞誉
- (5) 感謝状

（警察功績章）

第4条 警察功績章は、勤務成績が良好で、永年にわたり警察に在職し退職する職員又は殉職者に対して授与する。

（賞詞）

第5条 賞詞は、次の各号のいずれかに該当する職員に授与する。

- (1) 犯罪検挙その他の警察職務遂行上、顕著な功労が認められる者
- (2) 勤務成績又は研修成績が優秀な者
- (3) 術科等において顕著な功労が認められる者
- (4) 職員として永年勤続し、職務に精励した者
- (5) 永年にわたり警察に在職した職員が退職するときに、勤務成績が良好な者
- (6) その他賞詞による表彰が適当と認められる者

(賞状)

第6条 賞状は、犯罪検挙その他の警察職務遂行上、顕著な功労があると認められる部若しくは所属又はこれに準ずる捜査本部等の組織（以下「部署」という。）に対して授与する。

(賞誉)

第7条 賞誉は、第5条第1号から第3号までの規定に準じてその功労が多大であると認められる職員又は部署に対して授与する。

(感謝状)

第8条 感謝状は、警察業務の遂行に寄与し、又は職員若しくは部署に協力するなど功労があると認められる警察部外の者若しくは団体又は三重県警察以外の警察職員若しくは組織（以下「部外者」という。）に対して贈呈する。

(部長表彰の種類)

第9条 部長は、主管する事務について、次の表彰を行うことができる。

(1) 賞

(2) 感謝状

2 部長が授与する賞は、本部長表彰の程度に至らないと認められる職員又は部署に対して授与する。

3 部長が贈呈する感謝状は、本部長表彰の程度に至らないと認められる部外者に対して贈呈する。

(所属長表彰の種類)

第10条 所属長は、主管する事務について、優秀又は優良な成績を収めた職員又は部署に対して賞を授与し、功労があると認められる部外者に対して感謝状を贈呈することができる。

(即賞)

第11条 本部長、部長及び所属長は、本部長表彰、部長表彰若しくは所属長表彰に値すると思われる職員又は部署を認めたときは、即賞を授与することができる。

(副賞)

第12条 本部長表彰、部長表彰及び所属長表彰には、副賞を付与することができる。

(表彰の連名)

第13条 本部長、部長及び所属長は、警察と関係のある機関又は団体の長と連名で表彰を行うことができる。

(本部長表彰等の上申)

第14条 部長は、本部長表彰に該当する職員若しくは部署又は部外者を認めたときは、速やかに警務部首席監察官（以下「首席監察官」という。）を経て本部長に上申するものとする。

2 所属長は、本部長表彰に該当する職員又は部外者を認めたときは、速やかに首席監察官を経て本部長に上申するものとする。

3 首席監察官は、前2項において上申された事案について、本部長表彰の要否及び種類、副賞

の程度等を審査し、意見を付して本部長に報告するものとする。

4 所属長は、部長表彰に該当する職員若しくは部署又は部外者を認めたときは、速やかに当該表彰事案に係る業務を主管する部長に上申するものとする。

(欠格事由)

第15条 表彰上申中の者に職員としてふさわしくない非行があったとき等表彰することが適当でないと認められる事由が生じたときは、表彰を行わないことができる。

(死亡又は退職者の表彰)

第16条 表彰を受けるべき者が表彰前に死亡又は退職したときは、生前又は退職の日に遡って表彰することができる。

(表彰状の様式)

第17条 表彰状の様式は、様式第1から様式第7までによるものとする。

附 則 [平成4年12月24日 三重県警察本部訓令第18号]

この訓令は、平成5年1月1日から施行する。

附 則 [平成28年2月9日 三重県警察本部訓令第2号]

この訓令は、平成28年2月9日から施行する。

附 則 [令和3年3月29日 三重県警察本部訓令第6号]

この訓令は、公布の日から施行する。


第 号	
所 属	
階級(職) 氏 名	
	君は永年にわたり警察官(警察職員)として 日夜献身的努力をもつて職務に精励し警察各 般の分野において多くの業績をあげ治安維持 に尽くした
	その功労は特に顕著である
	ここに警察功績章を授与する
年 月 日	
三重県警察本部長	
階 級 氏 名	
印	

(B 3)


様式第 2

	第	号
	賞	詞
	所 属	
	階級(職) 氏 名	
君	
.....	(功 労 内 容)	
.....	
.....	
その功労は顕著である		
ここにこれを表彰する		
年 月 日		
三重県警察本部長		
階級 氏 名		
印		

(A 3)

第 号	
賞 状	部署の名称
	貴署（本部）は……………
	……………（功労内容）……………
	……………
	……………
	その業績は顕著である
	ここにこれを表彰する
	年 月 日
	三重県警察本部長
	階級 氏 名
	

(A3)

	賞	所 属	名	誉
		階級 (職)	氏	
		(部署の名称)		
	君は (貴署)	は		
			
	(功労内容)		
			
			
	その功労 (業績)	はまことに多大である		
	ここにこれを表彰する			
年	月	日		
			三重県警察本部長	
			階級	
			氏	
			名	
				

(B4)

第	号
感	謝
状	
氏名・団体名	様
あなたは(貴○○)は
(功労内容)
ここにその功労(業績)をたたえ深く感謝の
意を表します
年	月
	日
三重県警察本部長	
階級	氏
名	
印	

(A3)

様式第6の1

賞	所 属	階 級(職) 氏 名	君(貴○)は	(功 勞 内 容)	その功勞(業績)はまことに多大である ここにこれを表彰する	年 月 日	○○部(署)長 階 級 氏 名	印
---	-----	---------------	--------	-----------	----------------------------------	-------	--------------------	---

(A 4)

様式第6の2

<p>賞</p> <p>所属 階級（職）氏名 （部署の名称）</p> <p>君（貴○）は…………… ……………（功労内容）…………… ……………</p> <p>その功労（業績）はまことに多大である ここにこれを表彰する</p> <p>年 月 日</p> <p>○○部（署）長 階級 氏 名 印</p>
--

(A4)

	感		
	謝		
	状		
		氏名・団体名	
		様	
		あなたは(貴○○)は	
		
		(功労内容)	
		
		
		ここにその功労(業績)をたたえ深く感謝の	
		意を表します	
		年	
		月	
		日	
		○○部(署)長	
		階級	
		氏	
		名	
		印	

(A3又はB4)